

ノベルティ・こども創造館の敷地利用によるキッチンカー等出店事業者募集要項

1 目的及び事業概要

ノベルティ・こども創造館（以下「創造館」という。）の敷地を活用した歳入確保及び創造館利用者の利便性の向上を図るため、創造館の敷地の一部を貸し出し、飲食物の販売を行うキッチンカー等（「キッチンカー又は屋台テント」をいう。）の出店事業者（以下「事業者」という。）を募集するもの。

なお、本事業における創造館の敷地の貸出にあたっては、屋外において天候等に左右されずに出店が可能と見込まれるキッチンカー等に限定するもの。

2 貸出可能日時

創造館の開館日の午前9時から午後5時まで（搬入及び搬出を含む。）

ただし、創造館運営上の都合により変更する場合がある。

3 事業内容

(1) 方法

事業者はキッチンカー等による対面式の販売により飲食物を提供する。

(2) 場所

瀬戸市泉町74番地の1 創造館正面玄関前駐車場

(3) 面積

約15㎡（奥行3m×幅5m）

(4) 貸出日

創造館の開館日で、事業者の希望に基づき貸出日を割り当てる。

(5) 資材

出店に必要となる資材等はすべて事業者にて用意すること。また、創造館の設備に毀損、汚損等を及ぼす可能性のある資材を使用する場合は、事前に創造館に使用の可否を確認すること。

(6) 販売にあたっての注意点

ア 販売価格

社会通念から逸脱しない適切な価格で提供すること。

イ 販売を禁止するもの

アルコール類、その他市が適当でないと認めるもの。

ウ 食中毒及び感染予防策の実施

食品等取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理を必ず実施すること。また、出店前の体調チェック（体温測定など）を行い、発熱等体調不良の

場合は出店を控えること。

エ 清掃等の実施

- (ア) 貸出場所の清掃は事業者が実施する。
- (イ) ごみ等の廃棄物は、事業者がごみ箱等を設置し、回収のうえ、処分する。
- (ウ) 出店に係る備品等の維持管理及び防犯対策は事業者の責任において実施し、創造館は一切の責任を負わない。

オ その他

- (ア) 貸出場所及び周辺の整理整頓と清潔の保持に努めること。
- (イ) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (ウ) 来館者の往来の妨げとならないよう、十分配慮すること。
- (エ) 過度な客引き等を行わないこと。
- (オ) 政治的又は宗教的な勧誘とみなされる行為を行わないこと。
- (カ) 創造館の設備（使用を許可した電源設備を除く。）の使用、貸与等は認めない。事業者各自で出店に関わるものはすべて用意すること。
- (キ) 創造館周辺住民の迷惑とならないよう騒音や振動、異臭などに十分配慮すること。
- (ク) 事業者の負担において貸出時間内に貸出場所を原状に回復すること。
- (ケ) 貸出場所を創造館が使用する必要が生じた場合やその他の理由により、使用許可の取り消し又は変更をした場合において、それにより発生した損害に対する補償は行わない。
- (コ) 貸出場所での事故防止は事業者の責任のもと策を講じること。
- (ク) 出店により発生した問題は、事業者の責任と負担において対処すること。
- (シ) 出店に際しての車両の駐車は、希望に応じて1台分のみ創造館駐車場の利用を認める。なお、駐車場所は創造館指定の場所とする。
- (ス) 実施日ごとに、創造館に対し、売上報告をすること。
※今後の事業の参考とするためであり、その他の目的には使用しません。

4 出店資格

出店を予定する内容に係る事業を現に営んでいる事業者で、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 実施にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有している者であること。
- (2) 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けていること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者ではないこと。

5 手続き

(1) 方法

窓口、郵送又は電子メールにて出店希望日の20日前まで（必着）に次の書類を提出すること。なお、出店までに提出書類に変更が生じた場合は変更した書類を再度提出すること。

- ア 行政財産使用許可申請書（当事業に係る申請事項記載のもの）
- イ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- ウ 愛知県内の保健所が交付する営業許可証の写し
- エ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し
- オ 車検証（キッチンカー等、専用販売車）の写し
- カ 販売車（キッチンカー等、専用販売車の開店状態）、販売形態（テント等）がわかる写真画像（販売車はナンバープレートが確認できる写真画像とし、開店時の最大幅、最大長さ、最大高さを記入すること。）
- キ その他、出店にあたり法令により必要となる許可、資格等の写し

(2) 提出先

ノベルティ・こども創造館
〒489-0073 瀬戸市泉町74番地の1
novelty@city.seto.lg.jp

※事前に貸出場所の確認をしていただいた上での申請をお願いします。

(3) その他

- ア 提出された書類の返却には応じない。
- イ 申請に要する一切の費用は事業者の負担とする。
- ウ 必要に応じて、追加書類等の提出を求める。

6 出店事業者の決定

- (1) 原則、申請の先着順とする。ただし、広く出店機会を提供する観点及び販売種類の多様化による利便性向上の観点から必要な範囲での調整を行う。
- (2) 出店日の3日前までに事業者に通知する。
- (3) 事業者は送付された使用許可証を出店当日に創造館へ提示すること。

7 使用料

(1) 徴収額

出店に係る費用はア及びイの合計額とする。ただし、電源を使用しない場合はアのみの額とする。

ア 行政財産目的外使用料

(ア) 瀬戸市内事業者

1,000円/日(税込)

(イ) 瀬戸市外事業者

2,000円/日(税込)

イ 電源使用料

350円/日(税込)

(2) 支払方法

納付書払いとし、出店日までに支払うこと。また、支払いを証明するため、領収書を出店日当日に創造館に提示すること。

8 その他

- (1) 出店決定後又は出店中に、創造館利用者等との間で看過できない問題等が生じ、市が出店を認められないと判断した場合には、使用許可の決定を取り消す。
- (2) 出店する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することを禁ずる。
- (3) 天災地変・戦争・内乱・感染症その他の不可抗力により当事業の実施が不適當であると考えられる場合、出店の中止を命ずる。この場合、準備等に要した費用は事業者負担とし、市からの補償は一切行わない。
- (4) 原則、使用料の還付はしない。ただし、前号の規定により出店前に中止となった場合はこの限りではない。

9 問い合わせ先

ノベルティ・こども創造館

電話：0561-88-2668

電子メール：novelty@city.seto.lg.jp